

## 【留意事項1】

(項目の削除)

- 1 項目の削除も可能ですが、「申請者(世帯主)」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

(項目の追加)

- 2 次ページ(留意事項2)を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

(項目の編集)

- 3 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

(写真を活用した被害区分の判定)

- 4 下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ(例1)の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

(現地調査を省略できる場合)

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合  
(参考1「外観による判定 一見して住家全部が倒壊」等の例示参照)
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合  
(参考2「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照)
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式(※)による一部損壊の判定を行う場合  
(参考3「被害が軽微なものの取扱い」参照)

(※) 自己判定方式とは、「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式(現地での被害認定調査は省略)を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないようにご留意ください。